

みやざき LFP 取組紹介動画制作及び情報発信業務委託仕様書

1 業務の目的

みやざき LFP (ローカルフードプロジェクト) は、多様な食と農の関係者が連携し、地域の食資源を活用した新たなビジネスを創出する取組である。

本業務では、これまでみやざき LFP を通じて取り組んだプロジェクトや開発した商品等の魅力発信に向け、動画制作や SNS 等での情報発信により、みやざき LFP に対する理解・関心を高め、取組の活性化や販路拡大につなげることを目的とする。

(参考) みやざき LFP について

- ・事業詳細：ひなた MAFiN のみやざき LFP 特設ページ参照

<https://hinatamafin.pref.miyazaki.lg.jp/soshiki/nogyoryutubrandka/1970.html>

2 業務の名称

みやざき LFP 取組紹介動画制作及び情報発信業務

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで

4 委託業務の内容

以下により、LFP 取組紹介動画の制作 (企画、デザイン、撮影、編集等) 及び情報発信を行うこと。

(1) 委託内容

①動画制作

ア 規格

- ・別紙のプロジェクトから 3 件以上 (最大 5 件) を選定し、その内容及び開発商品の紹介動画 (2 分程度×3 本以上)
- ・上記をもとに編集した SNS 用の縦型ショート動画 (15 秒～1 分程度×3 本以上)
- ・各動画は「日本語版」と「英語字幕版」を制作すること。

イ 構成

構成は以下の点を考慮し、作成すること。

- ・事業者の思いや取組が視聴者に伝わり、共感できる内容とすること。
- ・現状の課題解決に向け、商品開発等を通じて多様な事業者が連携する姿などのプロセスが伝わる構成とすること。
- ・県及び撮影対象者と調整の上、現地取材を行うこと。

ウ 制作に当たっての留意点

- ・制作する動画の内容については、県と十分な協議を行った上で決定する。
- ・動画制作の参考となるデータ等については、必要に応じて県から提供することも可とする。なお、原則として独自に企画し、提供したデータは必要に応じて加工すること。

・映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行うこと。なお、次年度以降も追加予算なしで永続的に活用できる形態とすること。

②情報発信

ア SNS等の活用

- ・①で制作した動画は、県がYouTubeの「ひなたMAFiNチャンネル」に投稿する。
- ・その上で、①で制作したSNS用のショート動画をSNSで配信するなど、上記チャンネルのLFP関連動画の再生回数を増やす工夫をすること。
- ・SNSの配信媒体、対象、期間等については企画提案とする。
(例：Google広告(バナー、YouTube)、Meta広告(フェイスブック、インスタグラム)、リターゲティング広告等)

イ その他提案

- ・今回制作動画及び既存のLFP関連動画(例：「ひなたMAFiNチャンネル」に投稿されている動画)の再生回数を伸ばす等の効果的な周知や活用手法があれば提案すること。

5 制作スケジュール

- ・打合せ 令和7年7～8月
- ・作成、編集、完成、SNS配信 令和7年9月～令和8年2月
- ・成果品の納品 令和8年3月中旬

6 成果品

(1) 成果品及び納品媒体等

- ① DVDプレーヤーで再生可能な形式でPR動画を納めたDVD-ROM等(1枚)
- ② SNS等でアップロード可能な形式(MPEG-4など)でPR動画を納めたCD-R等(1枚)
- ③ 委託業務により使用した写真、画像、イラスト等の素材データ
- ④ SNS等による情報発信効果の報告書
- ⑤ 業務完了報告書(紙媒体1部)

(2) 納品期限

令和8年3月31日(火)

(3) 納品場所

県が指定する場所

7 経費等

委託経費には、啓発動画の作成に係る打合せ、企画・デザイン、編集等全ての経費を含む。

8 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。
受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を仕様する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者が協議の上処理することとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に当たって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (6) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (7) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

10 問合せ先

宮崎県農政水産部農業流通ブランド 6次産業化推進担当 甲斐、三浦
TEL : 0985-26-7847 FAX : 0985-26-7332
E-Mail : nogyoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp

みやざきローカルフードプロジェクト一覧

No	テーマ	事業主体名	事業概要	開発商品 (試作品含む)
1	地域活性化	<p>【任意組織】 西米良香る柚子協議会</p> <p>【プロジェクト名】 西米良希少柚子を中心としたローカル食文化価値化プロジェクト</p> <p>【連携事業者数：5社】</p>	西米良村ならではの、寒暖差の激しい気候で育った良質な柚子を活用した新商品開発（柚子胡椒・柚子味噌、ギフト商品等）及び村独自で販売拡大につなげる受注発送・営業体制の構築	 <p>高級柚子胡椒</p>   <p>柚子胡椒チーズ饅頭 ・柚子ケーキ</p>  <p>P-プラスを活用した長期保存ゆず など</p>
2	地域活性化	<p>【農業・加工販売業者】 興洋開発株式会社</p> <p>【プロジェクト名】 「みやざき地頭鶏」を起点とした越境共創構築プロジェクト</p> <p>【連携事業者数：5社】</p>	世界農業遺産に認定された高千穂郷・椎葉山地域における地域越境の取組として、地域内事業者が連携した「みやざき地頭鶏」の商品開発	 <p>常温レトルト商品 「手羽炭火焼」、 「手羽塩煮込み」、「手羽ハーブコンフィ」</p>  <p>急速冷凍商品 みやざき地頭鶏 「炭火焼」 など</p>
3	有機・未利用資源活用	<p>【任意組織】 「食の宮崎PR」プロジェクト委員会</p> <p>【プロジェクト名】 有機JAS認証ピクルスによる「食の宮崎PR」プロジェクト</p> <p>【連携事業者数：5社】</p>	綾町や県内の有機JAS認証野菜のB品を使った有機JAS認証ピクルスの開発	 <p>ピクルス商品</p>

4	有機・機能性	<p>【任意組織、プロジェクト名】 ひなたFOOD新物流コンソーシアム</p> <p>【連携事業者数：4社】</p>	<p>本県農畜産物の高品質・高効率的な輸送に向けた新物流サービスの開発（ソラチョコ便）</p>	 <p>ソラチョコ便</p>
5	物流	<p>【農業者】 いちごポタジェ株式会社</p> <p>【プロジェクト名】 みやざきフードグリーンロジ</p> <p>【連携事業者数：5社】</p>	<p>九州最大の消費地である福岡商圏向けに効率的かつ迅速に届けるB&Sの貨物スペース活用による物流サービスの開発</p>	